

鴨川市公益活動支援基金 登録法人募集要領

1 趣旨・目的

公益活動を支援するため、鴨川市公益活動支援要綱（以下「要綱」という。）により、市民や企業の皆さんからの寄附金と市の拠出金で鴨川市公益活動支援基金（以下「公益活動支援基金」という。）を創設し、公益活動を行う法人を支援します。

公益活動支援基金は、支援したい法人の希望が託された市民や企業の皆さんからの寄附を、その希望を考慮して、法人が実施する活動に鴨川市（以下「市」という。）が交付するものです。

2 法人登録の制度概要

法人登録の制度概要は、次のとおりです。

- (1) 公益活動支援基金の交付を受けるには、基金登録法人（以下「登録法人」という。）への登録を行っていただく必要があります。
- (2) 登録にあたっては、法人登録申請を市に行っていただくことになります。なお、登録の要件は、下記3をご参照ください。
- (3) 登録審査を経て登録された登録法人については、市のホームページなどで、法人情報や活動情報を市民や企業の皆さまに提供し、寄附を募ります。
※市が登録法人に代わって個別に寄附を募ることは、一切ありません。
- (4) 公益活動支援事業は、法人希望寄附で希望（指名）された登録法人のみが対象となります。法人活動支援を受けるには、登録法人が公益活動実施申請（事業提案）を行い、審査会の審査で採否を決定します。
※ 寄附者の希望は尊重させていただきますが、希望に添えない場合があります。
※ 交付対象は事業費であり、管理に係る人件費や事務所賃借料等の固定的な運営費は交付対象外ですが、事業に要した人件費、使用料・賃借料、備品購入費等は対象となります。

3 法人登録の要件

登録申請ができる法人は、次に掲げる要件を満たす法人で、公益活動を実施しようとする法人とします。

① 次の公益的法人であること。

- ア 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人
- イ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 2 条に規定する公益社団法人又は公益財団法人
- ウ 私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人で学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいう。以下同じ。）の設置若しくは学校及び専修学校（法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）第 23 条の 2 第 1 項に規定する専修学校をいう。以下同じ。）若しくは各種学校（同令第 23 条の 2 第 2 項に規定する各種学校をいう。以下同じ。）の設置を主たる目的とするもの又は私立学校法第 64 条

第4項の規定により設立された法人で専修学校若しくは各種学校の設置を主たる目的とするもの

エ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

- ② 市内に事務所があること。
- ③ 市内において活動実績があること。
- ④ 法人成立の日以後1年及び1事業年度が経過していること。
- ⑤ 組織の運営に関する規則（定款、規約、会則等をいう。）、事業報告、予算及び決算書類を整備していること。
- ⑥ 役員の中に暴力団関係者が含まれていないこと。
- ⑦ 市税に係る徴収金（市税及びその延滞金等をいう。）を滞納していないこと。

4 法人登録の申請

上記要件を満たし、登録法人への登録を希望される法人は、事前に連絡のうえ、次の書類を1部作成し、鴨川市市民福祉部市民生活課まで郵送又は持参してください。

なお、申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

また、提出された書類は返却しませんので、あらかじめご承知おき下さい。

- (1) 公益活動支援事業法人登録申請書（要綱様式第1号）
- (2) 法人概要書（要綱様式第1号①）
- (3) 法人目的等についての確約書（要綱様式第1号②）
- (4) 法人役員名簿（要綱様式第1号③）
- (5) 市税等納付状況調査同意書（要綱様式第1号④）
- (6) 定款又は寄付行為の写し
- (7) 直近2か年度の事業報告書、貸借対照表、収支（活動）計算書の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

※ 所轄庁が千葉県の法人で、千葉県に登記完了届出書の提出が済んでおり、千葉県NPO・ボランティアネットで、これらの必要な情報が確認できる場合は、(6)及び(7)の書類の提出は不要です。

上記書類は、市のホームページ等で公開する予定です。ただし、法人役員名簿については、役職名及び氏名に限ります。

5 法人登録の審査

登録審査は、申請のあった法人が登録要件を満たしているか、活動が活発に行われているかなどの観点から行います。

審査結果は、登録申請書を受理した日が属する月の翌月末日頃に通知します。

登録の有効期間は、登録日の属する年度の翌々年度末までとなります。

なお、登録の有効期間の満了後も引き続き登録を受けようとする場合は、登録の有効期間が満了する日の1月前の日までに、市長に申請しなければなりません。

登録された法人の情報については、市のホームページなどで公表し、市民や企業の皆さんから寄附金を募ります。

6 法人登録後の手続き等

登録法人の活動状況を把握するため、登録法人には毎年度、事業年度の最終日から3月以内に、次の書類を提出していただくことになります。

なお、提出期日までに関係書類の提出がない場合には、法人登録を一時停止することがあります。

- (1) 前年度の事業報告書の写し
- (2) 前年度の貸借対照表の写し
- (3) 収支（活動）計算書の写し

<書類提出先・問い合わせ先>

〒296-8601

千葉県鴨川市横渚 1450 番地

鴨川市役所市民福祉部市民生活課 協働推進係

電話：04-7093-7822 FAX：04-7093-4145

E-mail：kyodo@city.kamogawa.lg.jp

<http://www.city.kamogawa.lg.jp/>